

令和8年1月31日

マイニングマシンに係る債権者の皆様へ

破産者 株式会社ドローンネット  
破産管財人弁護士 本山正人

お知らせ  
(マイニングマシンの処分について)

破産者のデータセンターにあるマイニングマシンについて、以下のとおり債権者の皆様にお知らせいたします。

1 破産手続開始後、マイニングマシンに係る債権者の方から、破産管財人が設置したホームページの問い合わせフォーム等にて、マイニングマシンの返還を求めるご連絡をいただいております。

この点については、一部は既にホームページにて開示しているところですが、破産管財人の調査により、破産者が保管しているマシンに関し、以下の内容が判明しています。

- ① 顧客に送付した納品書兼検収報告書にはシリアルナンバーの記載があるが、マシン本体には記載がないこと
- ② 納品書兼検収報告書には、シリアルナンバーの記載があるラベルを掲示した写真が掲載されているが、既に顧客に販売したマシンに対し、ラベルを貼り替える行為がなされており、同一のマシンを複数の顧客に販売してきたと思われること
- ③ データセンターにあるマシンの台数は、顧客に販売したマシンの台数を大幅に下回っており、売買の目的物たるマシンが確保されていないにもかかわらず、売買が行われた可能性があること
- ④ データセンターには、マシンが設置されているにもかかわらず、ラベルが掲示されているラックとそうでないラックが見受けられ、これは、前記②の貼り替えとも相まって、そもそもラベルは目的物の特定や分別管理を行うために貼られていたわけではないと考えられること

2 以上に加えて、顧客に対するマイニング報酬の分配は、毎月上限を決めて顧客ごとに割り付ける方法にて行われており、マシンの稼働と無関係に行われていたことからすると、実際に破産者においてマイニングが行われていたのかについてさえ疑問が生じています。現に、破産管財人は複数の業者にマイニングマシンの査定を求めていますが、現時点において、処分に費用を要するか、素材としての評価に留まっています。

3 他方、破産者がマシンを設置していたデータセンターは、5か所全て賃借物件であり、全物件併せて毎月約280万円の賃料が発生しています。更には、既に通電を停止しているものの、電気料金が現在調査しているだけで毎月約200万円に上っています。

このような状況にあって、なお返還の対象となるマシンの調査に時間を費やすことは、破産財団を徒に減少させることとなり、債権者全体の利益を害することになります。

更には、マイニングマシンに係る債権者の皆様からは、マシンの返還を求める問い合わせもある一方で、マシンの所有権を放棄した上で破産管財人に処分を求める問合せも多数頂いています。

4 そこで、データセンターにあるマシンについては、売買目的物の特定がない以上、破産財団に帰属するものとして、裁判所の許可を得た上で、破産管財人において処分することといたします。

マシンの引渡しを求めてこられた債権者の皆様には誠に申し訳ございませんが、ご理解のほどお願い申し上げます。